

株主各位

第26回定時株主総会招集ご通知 (交付書面に記載しない事項)

【事業報告】

- ・新株予約権等の状況 1
- ・業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況 1

【連結計算書類】

- ・連結株主資本等変動計算書 5
- ・連結注記表 6

【計算書類】

- ・株主資本等変動計算書 16
- ・個別注記表 17

上記の事項につきましては、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記の事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

(1) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2025年9月30日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

①業務の適正を確保するための体制の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

内部統制システムの基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備します。

1. 監査等委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項

（1）監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- ・監査等委員会の職務の実効性を高めるため、常勤の監査等委員である取締役を置くものとします。
- ・内部監査担当者は、監査等委員会からの求めがあった場合は、監査等委員会の補助業務を行うものとします。

（2）前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- ・監査等委員会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合、代表取締役社長は、監査等委員会の意見を尊重し、監査等委員会を補助する従業員を置くものとします。
- ・監査等委員会を補助する従業員の人事評価および人事考課については、常勤の監査等委員の同意を得た上で決定されるものとし、当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保します。

（3）監査等委員会の第1号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査等委員会を補助する従業員は、監査等委員会からの指示の実効性を確保するため、当該業務において取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指揮命令は受けないよう、独立して業務を行うことを確保されるものとします。

(4) 当社及び当社子会社の役員（監査等委員である取締役を除く。）並びに使用人が監査等委員会に報告をするための体制

・当社およびグループ会社の役員（監査等委員である取締役を除く。）および従業員は、次に定める事項を監査等委員会に報告します。

①当社およびグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

②毎月の経営状況として重要な事項

③内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項

④法令・定款違反に関する事項

⑤「社員目安箱」（公益通報窓口）への通報状況およびその内容

⑥その他コンプライアンス上重要な事項

(5) 前号の報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・当社およびグループ会社においては、社内規程により、取締役および従業員が監査等委員会に報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないものとなっております。また、当社およびグループ会社は、共通の内部通報制度を設けており、内部通報制度運用規程に基づき、通報者の不利益取扱いの禁止等、業務運営の公正性の確保に取り組みます。

(6) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務等の処理に係る方針に関する事項

・当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用を請求した場合、監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないと認められたときを除き、当該費用を負担するものとします。

(7) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・代表取締役社長は、監査等委員と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換など意思の疎通を図るものとします。

・監査等委員会は、独自に必要に応じて、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを活用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとします。

2. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・当社は、文書管理規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録および稟議書等の取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、適切に保存・管理します。

・取締役は、これらの文書等を、いつでも閲覧できるものとします。

(2) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社およびグループ会社は、リスクマネジメント規程に従い、当社グループにおけるリスクの洗い出しと軽減に取り組み、リスク管理体制を構築します。また、リスクが現実化した場合には、最小化するための措置を講じます。

・当社の代表取締役社長が、当社グループのリスク管理について全社的に統括し、リスク別に責任部署を定め、継続的に監視するものとします。

・内部監査グループは、当社グループのリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を当社取締役会および監査等委員（会）に報告します。

(3) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社およびグループ会社は、定時取締役会を毎月1回、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、迅速に重要事項の意思決定を行える体制を整備します。また、取締役の職務の執行を監督する機関と位置付け、業務の適正性を確保します。

・当社およびグループ会社の取締役会は、経営計画を達成するため、年度目標および予算を策定し、効率的な経営資源の配分を行います。

・当社の取締役会を補完し、取締役の業務執行が機動的に行われるよう、常勤取締役および常勤の監査等委員に、事業責任者を含めた経営会議を開催し、経営計画達成のための具体的な施策を立案・推進し、目標達成状況と阻害要因を把握し、対応策を講じます。

・当社は、経営企画室および財務経理部を通じて、定期的にグループ会社の業績・経営状況についての報告を受け、その進捗状況を把握します。

・当社およびグループ会社は、取締役および従業員の効率的な職務執行を可能とするための組織体制を整備するとともに、ITの整備および活用により、意思決定および職務執行が効率的に行えるよう体制を整備していきます。

(4) 当社の使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社グループは、行動指針を定め、法令および定款等の遵守が企業活動の基盤であることを認識し、当社の代表取締役社長が経営理念および経営方針の精神を繰り返し周知させることによって、コンプライアンス意識の醸成と維持および体制の確立に努めます。

・当社の代表取締役社長は、内部監査グループを直轄し、内部監査計画に沿ってコンプライアンスの状況を監査するものとし、その結果を取締役会および監査等委員会へ報告するものとします。

・従業員がコンプライアンス上疑義ある行為等を知り得た場合に、所属長を介さず、法律違反の通報およびハラスメントの相談を行なえる通報・相談窓口（ホットライン）を設置しております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社は、「経営理念・行動指針」を定め、当社およびグループ会社で共有しており、関係会社管理規程やグループ会社の職務権限規程および稟議規程等に基づき、グループ会社の業務執行の重要事項は、当社へすみやかに報告される体制となっております。

3. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社およびグループ会社は財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの運用を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととします。

4. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社およびグループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否し、これらと関係のある企業、団体、個人とはいかなる取引も行なわないとする方針を堅持いたします。また、必要に応じて所轄警察署、顧問弁護士などとも連携を取り、体制の強化を図っております。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況

(i) 取締役及び使用人の職務執行の効率性、適法性に関する運用状況

取締役会および経営会議の開催

当社は、毎月取締役会を開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な業務執行についての審議をおこなっております。本事業年度は15回の取締役会を開催し、毎回社外取締役および社外監査等委員が出席し、取締役の職務執行状況、経営状況をチェックしております。さらに、原則月1回の常勤役員、執行役員等事業責任者が参加する経営会議が開催されており、事業計画と業務実績の検討ならびに重要事項に関する諮問をおこなっております。また、各部門の業務執行の状況報告、情報共有および対策検討など幅広く議論を重ねております。

(ii) リスクマネジメントに関する運用状況

内部監査

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査グループを設け、内部監査の結果やその是正状況を直接報告する体制を取っております。これによりリスクが高い取引の発生防止や業務プロセスの効率性改善をおこなっております。

(iii) 当社企業グループの管理に関する運用状況

関係会社の管理

当社は、関係会社管理規定に従い、経営企画室を主管部署として関係会社の経営成績、財政状態について報告を受けております。また、当社取締役が関係会社の取締役を兼務しており、取締役会等重要な業務執行に関与可能な体制を構築しております。

(iv) 監査等委員会監査の実効性確保に関する運用状況

監査等委員会の開催

監査等委員会は、監査が実効的に行われることを確保するため、毎月、取締役等からの業務の執行状況についての報告を受けるほか、経営の基本方針、内部統制システムの機能状況等について、代表取締役社長、内部監査部門および会計監査人と定期的に意見交換等を実施しております。また、監査等委員会は、内部監査部門の独立性・客観性を高めるため、年度監査計画、内部監査部門の重要な異動について事前同意をおこなうとともに、内部監査機能の整備・運用状況についてレビュー・評価をおこなうこととしております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)
 (2025年9月30日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	984,653	725,000	4,553,321	△626,270	5,636,705
当連結会計年度変動額					
剩 余 金 の 配 当			△188,304		△188,304
親会社株主に帰属する当期純利益			206,005		206,005
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	17,700	—	17,700
当連結会計年度末残高	984,653	725,000	4,571,022	△626,270	5,654,406

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	23,630	△18,510	5,120	5,641,825
当連結会計年度変動額				
剩 余 金 の 配 当				△188,304
親会社株主に帰属する当期純利益				206,005
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	1,201	△24,573	△23,372	△23,372
当連結会計年度変動額合計	1,201	△24,573	△23,372	△5,671
当連結会計年度末残高	24,831	△43,084	△18,252	5,636,153

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	10社
主要な連結子会社の名称	株式会社ストアフロント 株式会社TAG STUDIO 4 MEEE株式会社 株式会社ユナイトプロジェクト 株式会社N1 テクノロジーズ PT.INTERSPACE INDONESIA INTERSPACE(THAILAND)CO.,LTD. INTERSPACE DIGITAL SINGAPORE PTE.LTD. INTERSPACE DIGITAL MALAYSIA SDN.BHD.

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数及び関連会社の名称

持分法適用の関連会社数	1社
持分法を適用する関連会社の名称	INTERSPACE VIETNAM CO.,LTD.

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、PT.INTERSPACE INDONESIA（12月31日）を除き、連結決算日と一致しております。なお、PT.INTERSPACE INDONESIAについては、連結決算日で本決算に準じた仮決算をおこなった計算書類を使用して連結決算をおこなっております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4～15年

器具備品 3～15年

ロ. 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年間）に基づく定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度に発生すると見込まれる額を計上しております。

ニ. 関係会社整理損失引当金

関係会社の整理に伴う損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

④収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. パフォーマンスマーケティング

顧客との契約に基づく広告取次業務を主たる事業としており、広告主が期待する広告効果を提供できる広告媒体を継続して手配することが履行義務となるため、当該財又はサービスを一定の期間にわたり充足される履行義務と捉え、履行義務を充足するにつれて収益を認識しております。

なお、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

ロ. メディア

広告媒体となるメディアの提供を主たる事業としており、広告主が期待する広告効果を提供できるメディアを継続して提供することが履行義務となるため、当該財又はサービスを一定の期間にわたり充足される履行義務と捉え、履行義務を充足するにつれて収益を認識しております。

上記の履行義務の充足に係る進捗度はアウトプット法を用いて成果数量もしくは配信数量等によって見積もっております。取引価額は成果数量もしくは配信量等によって算定されるため、変動対価として扱いますが、1か月の自動更新契約であることから、末日に確定した成果数量もしくは配信量等に基づいて算定しております。また、いずれも単一の履行義務として捉えているため取引価額の配分はありません。

⑤重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 235,660千円

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来の課税所得に関する収益見通しを含めた様々な予測・仮定に基づいて繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度及び繰戻・繰越期間における課税所得を見積っております。

課税所得は、事業計画の前提となった数値を基に、経営環境などの外部要因、当社グループ内で用いている予算などの内部情報、過去実績などからの計画進捗状況等を考慮し見積っております。

将来の課税所得に関する予測・仮定に基づいて、当社又は子会社が繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断した場合、当社グループの繰延税金資産は減額され、当社グループの繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

建物	95,107千円
器具備品	569,203千円
合計	664,311千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,967,200株	－株	－株	6,967,200株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	690,369株	－株	－株	690,369株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり額	基準日	効力発生日
2024年11月12日 取締役会	普通株式	188,304千円	30円	2024年9月30日	2024年12月23日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり額	基準日	効力発生日
2025年11月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	188,304千円	30円	2025年9月30日	2025年12月22日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に流動性が高く安全性の高い金融資産でおこない、資金調達については主に銀行借入及び社債発行による方針であります。

デリバティブ、投機的な取引はおこなっておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクにさらされております。また、海外で事業をおこなうにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクにさらされております。

投資有価証券は、主に株式または投資事業組合への出資であり市場価格の変動リスク、為替の変動リスクにさらされております。また、非上場株式においては当該企業の財政状態の悪化に伴う減損のリスクにさらされております。

営業債務である買掛金は流動性リスクにさらされております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、取引先ごとに与信管理を徹底し、期日管理及び残高管理をおこなうとともに主な取引先の信用状況を適宜把握する体制をとっております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券は、定期的に発行企業の財政状態等を把握し、また発行企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

資金調達に係る流動性リスクについては、資金繰・設備投資計画に基づく支払管理をおこなっているほか、手元流動性の維持などによりリスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	45,122	45,122	—

- (*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (*2) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は157,822千円であります。
- (*3) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	47,652
子会社株式及び 関係会社出資金	222,200

(注) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,594,091	—	—	—
売掛金	3,604,195	—	—	—
計	9,198,287	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価				合計
	レベル1	レベル2	レベル3	—	
投資有価証券					
その他有価証券					
投資信託	—	45,122		—	45,122

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価として、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額（注）	合計
	パフォーマンスマーケティング	メディア	計		
パフォーマンス広告	2,898,385	—	2,898,385	—	2,898,385
マーケティングソリューション	2,940,145	—	2,940,145	—	2,940,145
コンテンツメディア	—	1,305,615	1,305,615	—	1,305,615
比較メディア	—	380,983	380,983	—	380,983
調整額（注）	—	—	—	1,321,115	1,321,115
顧客との契約から生じる収益	5,838,530	1,686,598	7,525,129	1,321,115	8,846,245
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	5,838,530	1,686,598	7,525,129	1,321,115	8,846,245

(注) 外部顧客への売上高の調整額は、報告セグメントにおいて代理人として処理した取引のうち、他の当事者がセグメント間に存在するため、連結損益計算書上は本人として処理される取引であります。

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(4) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度（千円）
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	3,494,455
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	3,604,195
契約資産(期首残高)	1,832
契約資産(期末残高)	102
契約負債(期首残高)	11,675
契約負債(期末残高)	12,864

契約資産は、主としてメディアにおける期間保証型広告において履行義務を充足した期間に対応するものであります。契約資産は、顧客との契約に基づく期間が経過し、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えます。

契約負債は、主にパフォーマンスマーケティングにおけるサイト分析ツール提供サービス事業に関連して顧客から受領する前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、10,614千円であります。また、当連結会計年度における契約資産及び契約負債に重要な変動はありません。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年以内の契約であるため、残存履行義務に配分した取引価額の記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額	897円93銭
1株当たりの当期純利益	32円82銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)
 (2025年9月30日まで)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他の利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	984,653	725,000	725,000	3,942,115	3,942,115
当期変動額					
剰余金の配当				△188,304	△188,304
当期純損失				△61,675	△61,675
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	—	△249,980	△249,980
当期末残高	984,653	725,000	725,000	3,692,134	3,692,134

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△626,270	5,025,498	23,630	23,630	5,049,129
当期変動額					
剰余金の配当		△188,304			△188,304
当期純損失		△61,675			△61,675
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			1,201	1,201	1,201
当期変動額合計	—	△249,980	1,201	1,201	△248,779
当期末残高	△626,270	4,775,518	24,831	24,831	4,800,349

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②棚卸資産

製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

器具備品 4～15年

②無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年間）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

③株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度に発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①パフォーマンスマーケティング

顧客との契約に基づく広告取次業務を主たる事業としており、広告主が期待する広告効果を提供できる広告媒体を継続して手配することが履行義務となるため、当該財又はサービスを一定の期間にわたり充足される履行義務と捉え、履行義務を充足するにつれて収益を認識しております。

なお、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

②メディア

広告媒体となるメディアの提供を主たる事業としており、広告主が期待する広告効果を提供できるメディアを継続して提供することが履行義務となるため、当該財又はサービスを一定の期間にわたり充足される履行義務と捉え、履行義務を充足するにつれて収益を認識しております。

上記の履行義務の充足に係る進捗度はアウトプット法を用いて成果数量もしくは配信数量等によって見積もっております。取引価額は成果数量もしくは配信量等によって算定されるため、変動対価として扱いますが、1か月の自動更新契約であることから、末日に確定した成果数量もしくは配信量等に基づいて算定しております。また、いずれも単一の履行義務として捉えているため取引価額の配分はありません。

(5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「投資事業組合運用損」（当事業年度は、4,190千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 205,264千円

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来の課税所得に関する収益見通しを含めた様々な予測・仮定に基づいて繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度及び繰戻・繰越期間における課税所得を見積っております。

課税所得は、事業計画の前提となった数値を基に、経営環境などの外部要因、当社内で用いている予算などの内部情報、過去実績などからの計画進捗状況等を考慮し見積っております。

将来の課税所得に関する予測・仮定に基づいて、当社が繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断した場合、当社の繰延税金資産は減額され、当社の繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

建物	88,416千円
器具備品	552,133千円
合計	640,549千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	118,684千円
短期金銭債務	84,474千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	173千円
売上原価	196,157千円
販売費及び一般管理費	362,818千円
営業取引以外の取引による取引高の総額	32,314千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	690,369株	－株	－株	690,369株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

売掛金	3,940千円
貸倒引当金	355,215千円
減価償却超過額	85,092千円
投資有価証券	23,266千円
関係会社株式	241,866千円
関係会社出資金	4,545千円
保証金	16,029千円
未払事業税	3,789千円
賞与引当金	48,902千円
その他	9,881千円
繰延税金資産小計	792,525千円
評価性引当額	△573,887千円
繰延税金資産合計	218,638千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△11,429千円
その他	△1,944千円
繰延税金負債合計	△13,373千円
繰延税金資産の純額	205,264千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

種類	名称	議決権の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社TAG STUDIO	所有直接100	広告媒体の調達	—	—	立替金	78,560
子会社	株式会社ユナイトプロジェクト	所有直接100	資金の貸付 役員の兼任等	資金の貸付 (注) 1 資金の回収	590,000 440,000	関係会社 長期貸付金 (注) 2	320,000
子会社	株式会社N1 テクノロジーズ	所有直接100	資金の貸付	資金の貸付 (注) 1 資金の回収	380,000 260,000	関係会社 長期貸付金 (注) 2	220,000
子会社	PT.INTERSPACE INDONESIA	所有直接98.5	資金の貸付 役員の兼任等	—	—	関係会社 長期貸付金	157,500
子会社	INTERSPACE (THAILAND) CO.,LTD.	所有直接49	資金の貸付 役員の兼任等	資金の貸付 (注) 1	162,555	関係会社 長期貸付金 (注) 2	565,026
子会社	INTERSPACE DIGITAL MALAYSIA SDN. BHD.	所有直接100	資金の貸付 役員の兼任等	—	—	関係会社 長期貸付金 (注) 2	125,492

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 2. 関係会社長期貸付金に対し1,126,181千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において428,982千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

10. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 7.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額	764円77銭
1株当たりの当期純損失	△9円83銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

※ 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表ならびに貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。